

あやべ市民バス運行区間再構築ガイドライン

1 ガイドラインの目的・位置づけ

綾部市における綾部市民バス（以下「あやバス」という。）の持続的な運行を図るためには、定期的に利用者ニーズや地域の実情に応じて運行区間の再構築を検討する必要がある。

本ガイドラインは、「綾部市地域公共交通計画」（令和5年3月策定）及び「綾部市地域公共交通活性化協議会規約」（令和4年4月26日施行）第3条第4項の規定に基づき、あやバス路線の短縮・延伸並びにバス停の廃止・新設など再構築の判断に係る基本的な考え方及び見直し手順を定めるものとする。

2 用語の定義

このガイドラインにおいて使用する用語は、次のとおりとする。

- (1) 「あやバス」とは、綾部市が運行する綾部市民バスをいう。
- (2) 「枝線」とは、幹線から分岐して特定の地域に乗り入れる区間をいう。
- (3) 「検討対象区間」とは、運行の見直しを検討する区間をいう。
- (4) 「沿線自治会等」とは、検討対象区間のバス停がある区域の自治会等をいう。

3 適用範囲

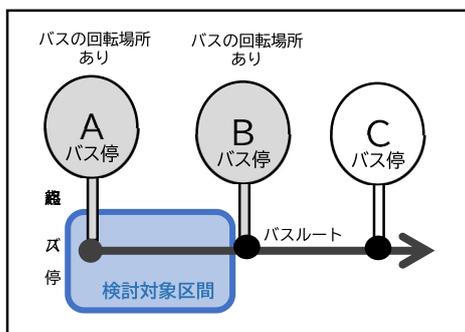
このガイドラインは、綾部市が運行するすべてのあやバス運行路線に適用する。

4 検討対象区間

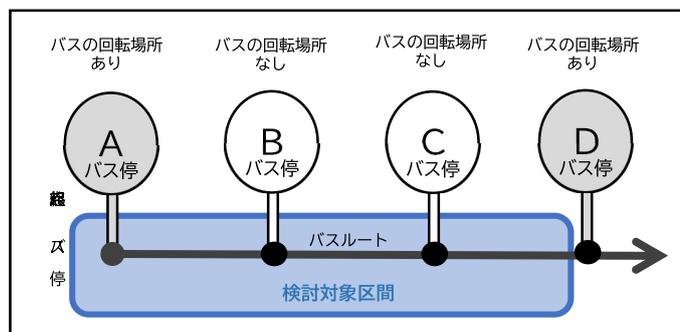
- (1) 利用者数の見通しや地域の実情を考慮し、検討対象区間を次のとおりとする。
 - ア. 起終点のバス停から次にバスが転回できる場所が確保できるバス停までの区間
 - イ. 枝線に設置されているバス停から本線までの区間

【検討対象区間の考え方】

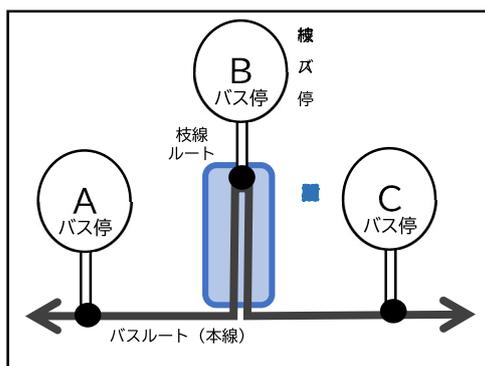
(アの例1)



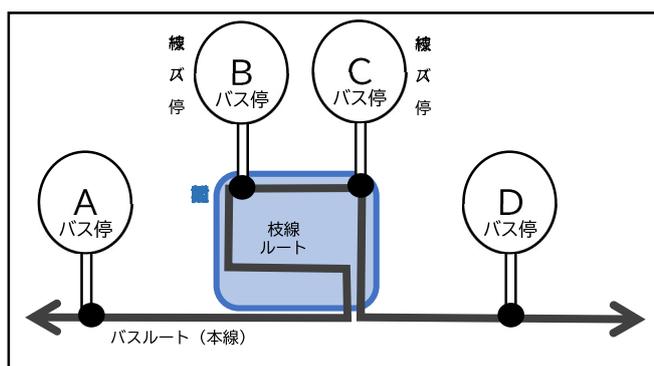
(アの例2)



(イの例1)



(イの例2)



(2) 前項に規定するバス停を含む区間であっても、地域社会において重要な役割を果たしている場合その他特別の事情により、当該区間を廃止することにより利用者等に多大な不利益をもたらすと判断したときは、検討対象区間から外すことができる。

5 再構築の基本方針

(1) 実施周期

本ガイドラインに基づくバス運行区間の再構築は、あやバスのダイヤ改正の実施周期を勘案し、原則として5年周期とする。

(2) 年度ごとの主な作業

- 1年目：ダイヤ改正の前年（利用実態の把握）
- 2年目：ダイヤ改正の実施年（利用実態の把握）
- 3年目：ダイヤ改正の翌年（沿線自治会等との協議、利用促進、綾部市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）における審議）
- 4年目：新ダイヤ改正の確定
- 5年目：新ダイヤ改正の実施

6 見直し基準及び該当状況の確認

(1) 見直し基準

検討対象区間において、月間乗降者数（当該区間に含まれるバス停の乗降者数の合計）が20人を下回る月が、1年間に6か月以上あること。

(2) 見直し基準の該当状況の確認

3年間を1サイクルとして、各年の見直し基準の該当状況を確認し、当該検討対象区間ごとに、第7に定める手順に従い、運行の継続について検討する。

【各年度の該当状況ごとの対応】

区分	見直し基準の 該当状況		対応	利用促進後の 見直し基準の 該当状況	協議会における 審議の方向性
	1年目	2年目			
見直し基準を2年続けて上回った場合	○	○	運行	—	—
見直し基準を1年目は下回ったが、2年目は上回った場合	×	○		—	
見直し基準を1年目は上回ったが、2年目は下回った場合	○	×	利用促進	○	運行
				×	運行又は廃止
見直し基準を2年続けて下回った場合	×	×		○	運行
				×	運行又は廃止

※○：見直し基準を上回った ×：見直し基準を下回った

7 バス停の廃止及び路線短縮に関する手順

このガイドラインに基づくバス停の廃止及び路線短縮に関する手順は、おおむね次のとおりとする。

(1) 検討対象区間の利用実態の把握（1年目・2年目）

市は、1年目及び2年目において、あやバス運行事業者と連携し、各検討対象区間の乗降者数調査及びあやバス乗務員へのヒアリング等により、当該区間ごとの利用実態を把握する。

(2) 沿線自治会等との協議及び利用促進（3年目）

市は、3年目において、各検討対象区間の沿線自治会等に対し、当該区間の利用実態を報告し、見直し基準の該当状況に応じて、次のとおり対応する。

ア. 見直し基準を上回った場合は、当該区間の運行を継続する。

イ. 見直し基準を下回った場合は、市及び沿線自治会等は、当該区間の今後の方向性（運行継続又は廃止）及び利用促進策について協議し、協力して利用促進に努める。

(3) 協議会における審議（3年目）

市は、前号に基づく利用促進が行われた検討対象区間について、協議会で利用実態を報告し、その年の見直し基準の該当状況に応じて、次のとおり審議する。この場合、沿線自治会等は、オブザーバーとして協議会に参加することができる。

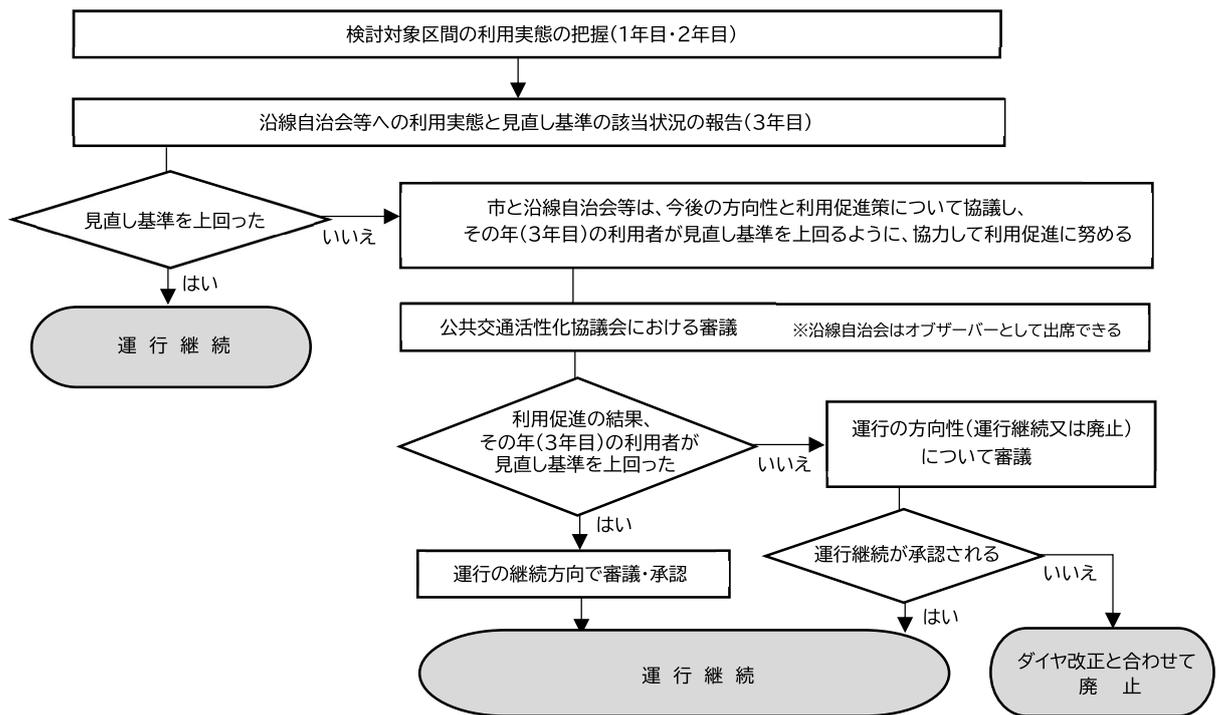
ア. 見直し基準を上回った場合は、当該区間の運行を継続する方向で審議する。

イ. 見直し基準を下回った場合は、当該区間の運行の方向性（運行継続又は廃止）について審議する。

(4) 運行区間の廃止手続（4年目）

協議会において当該運行区間の廃止について議決がなされた場合は、市は、次期ダイヤ改正時において、当該運行区間の廃止に係る必要な手続を行う。

【バス停の廃止及び路線短縮に関する手順の流れ】



8 バス停等の新設及び路線延伸に関する手順

このガイドラインに基づくバス停等の新設及び路線延伸に関する手順は、おおむね次のとおりとする。

(1) 沿線自治会等からの要望の受付

市は、沿線自治会等からの要望を受け付けるものとする。この場合、個人が要望する場合も、原則として当該地域の自治会等が必要性を検討し要望を行うものとする。

(2) 利用意向調査の実施

沿線自治会等は、アンケート又は聞き取り等により利用意向調査を実施し、見直し基準と同程度の利用者数が見込めることを市に示すものとする。

(3) 運行計画の立案

市及び沿線自治会等は、前号の結果を踏まえ、協力してあやバスの運行計画を立案する。この場合、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

ア. バス停位置・ルート設定

バス停の位置及びルート設定が、運行上実現可能であること。

イ. 用地の内諾

バス停の設置について、申請者である沿線自治会等が当該用地の土地所有者、その他の関係者等の内諾を得ていること。

ウ. 財政負担・決定権限

バス停等の新設及び路線延伸について、財政負担を鑑み最終的な決定は市が行うものとし、その際、市は申請者に対して判断理由を説明する責任を負うこと。

エ. 鉄道駅・市立病院前への乗り入れ

路線を延伸する場合は、鉄道駅（原則として綾部駅）及び市立病院前へ乗り入れること。

(4) 綾部市地域公共交通活性化協議会における審議

市は、協議会において前項の運行計画に基づくバス停等の新設及び路線延伸について審議する。この場合、沿線自治会等は、オブザーバーとして協議会に参加することができる。

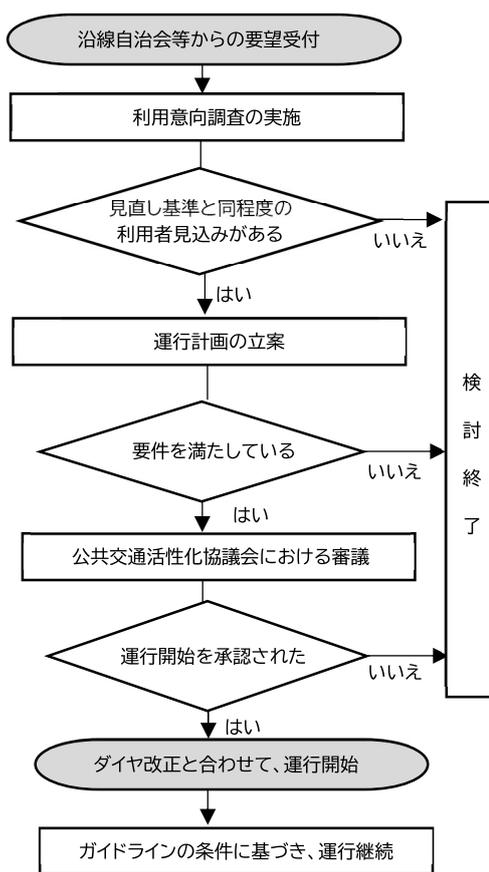
(5) 運行開始の手続き

協議会において、バス停等の新設又は路線延伸について議決がなされた場合は、市は、次期ダイヤ改正時において、運行開始に係る必要な手続を行う。

(6) 運行後の取扱い

前号の規定により運行を開始した区間については、本ガイドラインに定める見直し基準の条件を、当該区間の運行継続条件とする。

【バス停等の新設及び路線延伸の流れ】



付則

- 1 このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行において、第5に定める実施周期の1年目を令和8年度として適用する。